

支部規約第12条支部総会の成立有定数が1/2から1/3に緩和されることについて

およそ組織での総会成立定数が過半数（1/2）では無く1/3で成立するという前代未聞 驚愕の（改正）案が提案されたことについて その意図はなんなのか 説明を素直に読めば支部の総会が集まらないから 緩和するとのことであるらしいが あつまらないからという だけで成立要件を緩和するのは本末転倒ではないか 提案する執行部 事務局は民主主義をご理解なさっておられるのか 不安になる 所属構成員の組織の最高議決機関の総会の成立が1/3の出席で事足りるという 発想は 100名の構成員の総会で32名の委任状と1名の出席で「成立」が可能 であることを意味する また

役員選出も事業報告 決算 予算 事業方針 役員選出も支部長への委任で1人が全て決められることとなり 支部の形骸化に繋がるものであり更には組合の弱体化に繋がることを危惧するものである。

本来支部の規約は定款に準じなければならないのではないか

支部規約案が3/24の臨時総会で承認されたと称しているが 出席した総代として審議された記憶が無い 長時間に渡る会議で『支部規約の改正』が説明もないことは単に私の記憶違いなのか

平成15年度から24年度までの事業決算報告、事業計画 予算案の再議決と役員選任委員会の選出が2日間にわたって行われたこと忍耐をもって審議に協力してきたこと そのなかで支部規約の改正点を説明 提案されたことは記憶にない。

この共済組合の未来を暗示しているかのようである。

2. 役員報酬について

26年度の理事会において役員報酬の引き上げが決められたそうであるが この共済組合の現状を知る者にとって理解不能 強い拒否感を覚えるものである 単に引き上げが悪いのではなく 理事として本組合の財政状況に責任を持つ立場の人間として むしろ引き下げを行うのが正道では無いか 民間企業では経常利益の大幅な減少や損失決算の場合 経営者や取締役は率先して 報酬の引き下げや返上などで赤字幅の減少を計るではないか 今の理事会の役員の脳内はどうなっているのか 納得のいく説明を組合員におこなっていただき 理事会決議を撤回していただきたい 提案

理事の報酬は撤廃し 日当制にすること。理事長 副理事長は22年度の報酬に 戻すこと